

## 【参照条文】

○遺失物法（平成十八年法律第七十三号）

（公告等）

第七条 1～3（略）

4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から三箇月間（埋蔵物にあっては、六箇月間）は、前二項に定める措置を継続しなければならない。

5（略）

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（河川管理者の監督処分）

第七十五条 1～5（略）

6 河川管理者は、第四項の規定により保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7～10（略）

○都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）

（監督処分）

第二十七条 1～5（略）

6 公園管理者は、第四項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して二週間（工作物等が特に貴重なものであるときは、三月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7～10（略）

○屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第八条 1～2（略）

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

4～7（略）

## 【判例】

○さいたま地裁平成 16 年 3 月 17 日

### ・事案

知事が河川法に基づき管理する一級河川において、原告らが河川法第 24 条に基づく許可を得ることなく船舶等を係留して、河川区域内の土地を占用したとして、知事が河川法及び行政代執行法の手続きを経て行政代執行により船舶等を撤去したところ、原告らが本件代執行及びその後の保管行為は違法であり、また知事は代執行を行うに際して船舶に無用な破損を加えないように注意すべき義務や保管義務を怠ったと主張して、船舶に発生した損傷等について、国家賠償法に基づき、その損害金の支払いを求めたもの。

### ・裁判所の判断（抜粋）

代執行により移動・撤去された動産等を保管する行為については、本来、行政代執行の作用に含まれるものではないけれども、行政庁には上記動産等を義務者本人に返還すべき義務があると考えられるから、当該行政庁は代執行開始前又は終了後に、義務者本人に直ちにそれを引き取るべき旨を通知すれば、原則として保管義務を免れる一方、執行責任者が代執行終了後暫時上記動産等を占有し、所有者自ら直ちに引取りができない場合のような特段の事情がある場合には、当該行政庁には、事務管理者として要求される程度の注意義務をもってそれを保管・管理する義務があると解するのが相当である。

もともと代執行は、義務者が指示命令、監督処分、戒告及び代執行令により命ぜられた原状回復を履行しない結果行われるものであるから、当該行政庁が本件代執行後に義務者本人に当該動産等を引き取るべき旨を通知し、相当期間が経過した後は、行政庁は保管・管理義務を免れると解せられる（民法 700 条参照）。義務者において引取りに応じず任意放置している場合において、なお行政庁が一定の保管・管理責任を負うとすることは明らかに不合理と考えられるからである。

被告知事は、原告らに対し、平成 9 年 10 月 20 日付けの通知で、同年 11 月 11 日から同月 19 日までに船舶等を引き取るよう通知しており、原告らにおいて引取りが困難であったような特段の事情も本件証拠上窺えないから、遅くとも平成 9 年 11 月 20 日以降は、被告は事務管理者としての保管・管理責任も免れると判断するのが相当である。